



- (注)1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1口当たり当期純利益 1円80銭
3. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を損益計算上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
- 特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
4. 商工組合中央金庫法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、当期から次の通り表示方法を変更しております。
- (1)債券発行差金の償却額は、従来、「債券発行差金償却」として区分掲記しておりましたが、当期からは、「債券利息」に含めて表示しております。
- (2)前期において「税引前当期利益」と表示しておりましたが、当期からは、「税引前当期純利益」と表示しております。
- (3)前期において「当期利益」と表示しておりましたが、当期からは、「当期純利益」と表示しております。